

下野市自治基本条例 逐条解说



平成26年4月
下野市

目 次

前文	2
第1章 総則（第1条－第3条）	4
第2章 自治の基本理念及び基本原則（第4条－第11条）	7
第3章 市民及びコミュニティ組織（第12条－第15条）	11
第4章 議会（第16条・第17条）	13
第5章 行政（第18条－第30条）	14
第6章 参加及び協働（第31条－第34条）	21
第7章 連携及び交流（第35条－第37条）	24
第8章 条例の実効性の確保（第38条）	26
附則	
自治基本条例制定までの経緯	27

前文

わたしたちのまち下野市は、良好な住環境をもつ市街地と、緑豊かな農村集落が共存するまちです。

遠方に雄大な日光連山や筑波山を望み、南北には姿川、田川、鬼怒川が悠久の流れをたたえ、広大な平地が育まれてきました。風や光は空の広い大地に降り注ぎ、関東平野の豊かな土壌や、河川や地下水などの豊かな水資源が生産量日本一を誇るかんぴょうなど農産物を実らせます。

下野市広域に築造された古墳群、奈良時代に建立された下野薬師寺戒壇院及び下野国分寺・国分尼寺跡、中世に築造された児山城・薬師寺城・箕輪城跡などの歴史的遺産が先人たちの英知とたゆまぬ努力により脈々と受け継がれてきました。

また、古くは東山道、近世には日光街道の宿場町として栄えたほか、近代には国道や鉄道がいち早く敷設されるなど、下野市は、古来交通の要衝として発展し、物資や人びとの交流が行われてきました。こうした文化は、現代にも息づき、歴史・文化などを共有する国内外の都市との交流が盛んに行われています。

更に、近年は、自治医科大学を中心に医療体制や研究機関が充実し、安全・安心なまちとして発展を続けています。

しかし、地方制度・行財政に関する国の制度改革、平成の市町村大合併、少子高齢化・人口減少などの時代背景や社会変化による影響をわたしたち市民も受けています。

そうした中、下野市は、平成18年1月10日、明治期以来の郡を越境した3町の対等合併により誕生したことから、三つの地域を越えた新市の自治体運営やまちの在り方を、市民一体となって創り出していかなければなりません。

また、わたしたちは、平成23年3月11日の東日本大震災を教訓として、非常時に備えた防災体制の強化だけでなく、平常時からの多様なコミュニティづくりなど、自治の基礎づくりの大切さを学びました。

これからは、自然・歴史・文化などの恵まれた下野市の特性を更にいかし、人びとの営みを次世代へ引き継がなければなりません。そして、多様な世代が生き生きと暮らし、自律した市民による自立したまち、故郷として誇れるまちを目指し、下野市民憲章にうたうまちづくりを進める必要があります。

そのためには、市民、議会及び市がそれぞれの責任と役割を自覚し、「人権尊重」、「情報共有」、「市民参画」を基本原則とし、協働の精神のもと共に力を合わせて、明日の下野市を創造するための仕組みが必要です。

ここにわたしたちは、下野市の自治の理念である「市民が主役のまちづくり」を推進するため、下野市における自治の最高規範として、下野市自治基本条例を定めます。

【解説】

- ・ 自治基本条例の制定に当たつての考え方や想いを、市民、議会及び市が共有するために、前文を置きます。
- ・ 前文は、起承転結となる以下の4つの内容で構成しています。

起（第1段落～第5段落）：下野市の特性

承（第6段落～第7段落）：条例制定の背景

転（第8段落～第10段落）：目指すべきまちのあり方

結（第11段落）：条例制定の宣言

- ・ なお、前文の表記については、分かりやすく、親しみやすいように「です・ます」体で表しています。

【参考】 下野市民憲章

わたしたちの郷土 下野市は、姿川と田川が生んだ豊かな土壌と、水・ひかり・風のおだやかな自然環境に恵まれています。

先人達は、ここに美しい田園の景観や古い歴史と伝統をはぐくみ、継承してきました。

わたしたちは、このふるさとを愛し、薫り高い文化を育て、住みよい田園都市をめざして、ここに憲章を定めます。

- 1 自然を大切にし みどりあふれる美しいまちをつくります
- 1 いのちを尊び 心の通う明るいまちをつくります
- 1 みんなで学びあい 文化のかおるまちをつくります
- 1 働くことをよろこび 暮らし豊かなまちをつくります
- 1 力をあわせ 夢がひろがるたのしいまちをつくります

第1章 総則

本章では、この条例の目的（第1条）、位置付け及び最高規範性（第2条）、用語の定義（第3条）について規定します。

（目的）

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、議会及び市の役割及び責務並びに自治の基本原則を定めることにより、地方自治の本旨に基づくまちづくりを実現することを目的とする。

【解説】

- ・ 本条では、なぜ、この条例を制定するのか、その目的について規定します。
- ・ 「地方自治の本旨」（注1）とは、日本国憲法で定められている地方自治のあるべき姿のことで、「住民自治」と「団体自治」の2つからなるとされています。
- ・ 「住民自治」とは、市民が主権者として民主的なルールに則って市政に参画し、市民の意思を反映した市政運営が行われることと、市民が地域を自分たちで運営していくという2つの側面があります。市政への参画の方法には、選挙や法律による直接請求権（注2）の行使などと併せて、様々な機会をとおして意見を述べるなど、政策形成に関わることがあります。
- ・ 「団体自治」とは、地方自治体が国と対等な立場で、その団体の権限と責任において市政運営を行うことで、住民自治を拡充することと団体自治を推進していくことは密接で切り離せない関係があります。
- ・ 「まちづくり」は、この条例では定義していませんが、市民主体のまちづくりを推進し、安全・安心で暮らしやすいまちを実現するための市民、議会及び市の営みすべてを包括したものと捉えています。

（注1）「地方自治の本旨」

【参考】日本国憲法

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

（注2）「直接請求権」

【参考】

直接請求権とは、住民の発意により、直接地方公共団体に一定の行動を取らせる直接民主制の一種で、地方自治法（昭和22年法律第67号）には次のものが規定されています。

●条例の制定・改廃の請求（第74条）

有権者総数の50分の1以上の署名をもって、地方公共団体の長に請求

●地方公共団体の事務監査請求（第75条第1項）

有権者総数の50分の1以上の署名をもって、監査委員に請求

●地方議会の解散請求（第76条）

有権者総数の3分の1以上の署名をもって、選挙管理委員会に請求

●首長・議員の解職請求（第80条、第81条）

有権者総数の3分の1以上の署名をもって、選挙管理委員会に請求

●主要公務員の解職請求（第86条）

対象となる主要公務員は、都道府県の副知事、市町村の副市町村長、選挙管理委員、監査委員

及び教育委員で、有権者総数の3分の1以上の署名をもって、普通地方公共団体の長に請求

(位置付け及び最高規範性)

第2条 この条例は、市政の基本事項について本市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図るものとする。

2 市民、議会及び市は、この条例を遵守しなければならない。

【解説】

- ・ 本条では、この条例の位置付けについて規定します。
- ・ この条例は、憲法第8章に規定される地方自治及び地方自治法に定められる基本体系を分かりやすく定めるものであるとともに、自治権の範囲内における本市の自治運営に関する独自のルールで支えられています。
- ・ 条例間に上下関係はなく、規範としての効力は同じですが、自治基本条例が本市のまちづくりにおいて最高規範性を持つものとして、他の条例等の制定・改廃に当たり、整合を図ることとします。
- ・ この条例がまちづくりの基本原則等を定めるものであることから、市民、議会及び市は、この条例を遵守しなければならないことを規定します。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び事業者をいう。
- (2) 議会 議会及び議員をいう。
- (3) 市 市長及び市の執行機関をいう。
- (4) 参画 まちづくりに主体的に参加し、行動することをいう。
- (5) 協働 市民、議会及び市が共通課題を解決するためにそれぞれの役割及び責任を対等な立場で、協力して活動することをいう。

【解説】

- ・ 本条では、条例で使われている用語のうち、この条例の解釈に当たり、明確にしておかなければならない用語として、「市民」、「議会」、「市」、「参画」、「協働」について定義付けをします。
- ・ 「市民」とは、地方自治法第10条に定める下野市の区域内に住所を有する者（住民）に加え、市内に通勤・通学する者、市内で事業を営む者（企業、商店、学校法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等）を定義しています。これは、本市に居住する住民だけでなく、本市で働く人、学ぶ人、事業者など、幅広い人々の協力により、地域の課題解決に当たっていただくという考え方に基づくものです。

【参考】 地方自治法

第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受

ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

- ・「議会」とは、地方自治法に基づき、市民から選挙で選ばれた議員により構成された合議制の機関で、地方自治体としての意思決定等を行う市政の議事機関をいいます。
- ・「市」とは、市長のほか、市の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）をいいます。なお、各条項では、市長その他の執行機関に該当する場合には「市」を使用し、市長のみに該当する場合は「市長」を使用しています。

【参考】地方自治法

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次のとおりである。

- (1) 教育委員会
- (2) 選挙管理委員会
- (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- (4) 監査委員

2 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。

- (1)~(5) 略

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、次のとおりである。

- (1) 農業委員会
- (2) 固定資産評価審査委員会

- ・「参画」とは、市民が市の政策の課題発見、解決策の立案、実施、評価及び見直しの各段階に自らの役割と責任を自覚して、自主的、主体的に関わることをいいます。参画は、単なる参加ではなく、政策立案などの意思形成過程に加わることで、幅広い視点と責任ある発言などが求められます。このために市民は、行政と情報を共有するとともに、地域課題や行政の仕組みなどについて学習することが必要です。
- ・「協働」とは、自治の推進のために市民と議会及び市がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で、協力・連携することをいいます。つまり、まちづくりの共通目標（住みよい地域づくりや福祉、安全、環境保全、文化、教育等の地域課題の解決等）を達成するために、多様な主体がそれぞれの役割と責務を認識しながら、それぞれの特性や資源等をいかしつつ対等な立場で、協力・連携してより大きな成果を創り出すことをいいます。

第2章 自治の基本理念及び基本原則

本章では、まちづくりを進めるに当たっての基本理念と基本原則（第4条～第11条）について規定します。

（自治の基本理念）

第4条 市民が主役のまちづくりを推進することを基本理念とする。

2 市民、議会及び市が協働によるまちづくりを推進することを基本理念とする。

【解説】

- ・自治の基本理念は、自治の担い手である市民、議会及び市が進める自治の基本的な考え方や方向性を示すものです。
- ・本条では、下野市の自治を進めていく上での基本的な考え方を規定します。
- ・第1項でまちづくりの主体が市民であること、第2項では市民、議会及び市が協働してまちづくりを進めることを規定します。

（基本原則）

第5条 第1条の目的を達成するため、市民、議会及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを推進するものとする。

- (1) 市民、議会及び市は、一人ひとりの基本的人権を尊重する。
- (2) 市民、議会及び市は、互いに市政に関する情報を共有する。
- (3) 市政に市民の参画の機会が保障されており、また、その参画を図るための取組を議会及び市は、積極的に推進する。

【解説】

- ・本条では、自治の基本理念に基づくまちづくりの進め方について原則を規定します。
- ・下野市のまちづくりを推進するための基本原則として「人権尊重」、「情報共有」、「市民参画」の3つを掲げています。
- ・「人権の尊重」・・・協働のまちづくりを進めるに当たっては、誰もが個人として基本的人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要です。
- ・「情報共有」・・・協働のまちづくりを進める前提として、市政に関する情報共有を規定することで、市民の知る権利を保障するものです。議会及び市は、市民に分かりやすく説明するために、多様な媒体を通じて広報活動の充実に努めることが必要です。
- ・「市民参画」・・・本条例の目的を達成するために、市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民、議会及び市が互いの立場や特性を尊重しながらまちづくりを進めることが必要です。

(情報提供)

第6条 議会及び市は、その保有する情報について市民との共有財産であるとの認識に立ち、積極的に、かつ、分かりやすく市民への情報提供に努めるものとする。

【解説】

- ・ 本条では、市民の市政に関する情報を知る権利に対応して、情報提供について規定します。
- ・ 議会及び市は、情報提供の基本となる広報及び情報提供を行うために必要となる広聴を充実することにより、市民が必要とする情報を的確に把握し、その情報を積極的に更に効果的に提供することが必要です。
- ・ 情報提供の具体的な方法として、広報紙、ホームページ、メール配信など多様な方法を積極的に活用し、情報を提供する際には、分かりやすく、入手しやすい方法で市民に提供することが必要です。

(情報公開)

第7条 議会及び市は、市民の情報公開請求に対して、市民の知る権利を保障し、適切に情報を公開するものとする。

2 前項に規定する情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

- ・ 本条では、情報公開について規定します。
- ・ ここでいう「情報公開」とは、前条の「情報提供」とは違い、市民からの求めに応じて市が特定の情報を開示するものです。本市では、「下野市情報公開条例」(平成18年下野市条例第10号)により情報公開制度を運用しています。

【参考】 下野市情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、市の保有する行政情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(個人情報の適正な取扱い)

第8条 議会及び市は、保有する個人情報を適正に取扱い、個人の権利及び利益を保護しなければならない。

2 前項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

- ・ 本条では、情報共有の前提として、個人情報の保護について規定します。
- ・ 本市では、「下野市個人情報保護条例」(平成18年下野市条例第11号)を制定し、運用しています。
- ・ 「下野市個人情報保護条例」の中では、議会及び市の個人情報の適正管理や取り扱いについて規定しています。
- ・ 情報公開の一方で、個人情報は、市民等の財産や利益、様々な権利を左右し、一度漏れた情報は回収

することが困難で、情報管理の重要さはますます増えています。このためにも、個人情報については、厳重な保護が必要です。

- ・自治体で保有している個人情報の取扱いについては、いわゆる「過剰反応」が一部で見られることを踏まえ、下野市個人情報保護条例の規定を適切に解釈・運用することが望まれます。
- ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）においても、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」は、個人情報取扱事業者から情報提供することは阻害されておらず、また、下野市個人情報保護条例第8条においても、同様の規定により情報の収集が可能となっています。特に、高齢者や生活困窮者などの要支援者に関する情報については、福祉部局で集約するとともに、関係部局や関係機関で共有し、災害等の避難支援及び地域における見守り体制の強化に努めることが必要です。

【参考】下野市個人情報保護条例

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

（参画）

第9条 市は、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を保障しなければならない。
2 市民は、まちづくり及び市政に関心や問題意識を持ち、積極的な参画に努めるものとする。

【解説】

- ・本条では、参画の原則を規定します。
- ・市民は誰でも平等にまちづくりや市政に参画する機会が保障されており、そのため、市は、市民の市政への参画を積極的に図り、市民がより参画しやすい環境を整備することが求められています。
- ・同時に、まちづくりや市政には、市民が積極的に関わることは必要不可欠であることから、市民には、まちづくりや市政へ関心や問題意識を持ち、よりよいまちづくりのために、積極的に参画に努めることが求められています。

（協働）

第10条 市民、議会及び市は、まちづくりを推進するために、それぞれの立場を理解し、目的を共有し、相互に依存することなく力を合わせて、その実現に努めるものとする。
2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するために、必要な支援を行わなければならない。

【解説】

- ・本条では、協働の原則を規定します。
- ・まちづくりは、市民や市がそれぞれ行うのではなく、市民と市が協働して取り組むことが必要です。

- ・ 市民、議会及び市が目的を共有してそれぞれの視点からよりよいまちづくりを進め、協働して目的を達成することを目指しています。
- ・ また、市民が行うまちづくり活動は、自発的な意思によって推進されていくものですので、市はこれに配慮して必要な支援を行うことが必要です。

(子どもの参画)

第11条 市民、議会及び市は、子どもを下野市の未来を担う地域の宝として育てるとともに、子どもがまちづくりに参画する機会を積極的につくり、その意見を尊重するものとする。

【解説】

- ・ 本条では、将来の下野市を担う子どもたちを大切にするという下野市の強い思いと姿勢を示すために、子どもの参画について規定します。
- ・ 子どもは「市民」に含まれており、第12条「市民の権利」として明示されているものは、当然に子どもの権利でもあります。しかし、これまで「保護の客体」とされてきた子どもの立場を「権利の主体」として捉え、明確に理念として規定します。
- ・ 子どもを取り巻く環境の悪化が指摘されている中、家庭や学校だけでなく、地域全体で子どもが健全に育まれる環境の整備に努めることが必要です。
- ・ 子どもも社会の一員であり、それぞれの年齢に応じた形でまちづくりに参画する権利を保障することが必要です。
- ・ まちづくりの原点は、人づくりであることから、子どもたちを見守り育てていく環境が重要であり、将来の下野市を担う子どもたちが、早い段階からまちづくりに参画することが人づくりにつながります。
- ・ また、子どもの育成は、高齢化社会に対応する1つの有力な手段であると考えられます。
- ・ 子どもの範囲については、子どもの権利条約で18歳未満を対象としていること、また、児童福祉法で18歳未満を児童としていることなどを総合的に勘案して、市民のうち概ね18歳未満の者を想定しています。

【参考】子どもの権利条約

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満を「児童（子ども）」と定義し、国際人権規約が定める基本的人権を、その生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から詳説。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

第3章 市民及びコミュニティ組織

本章では、市民の権利や責務（第12条、第13条）、コミュニティ組織の責務及び支援（第14条）、事業者の権利及び責務（第15条）について規定します

（市民の権利）

第12条 市民は、次に掲げる権利を保障されるものとする。

- (1) 安全かつ安心な生活を営むことができること。
- (2) よりよい行政サービスを楽しむことができること。
- (3) 議会及び市に関する情報を知ることができること。
- (4) 議会及び市に対し意見及び提案を表明することができること。
- (5) まちづくり及び市政に参画する機会を得ることができること。

【解説】

- ・ 本条では、本条例の目的達成のために、市民に保障されるべき権利を規定します。
- ・ 第1号では、市民の権利として最も基本的な権利を確認する意味を含めて規定しています。
- ・ 第2号では、地方自治法第10条で保障されている「住民の権利」を含めて、行政サービスの提供を受ける権利を包括的に規定しています。しかしながら、この規定により、すべての市民がすべてのサービスを等しく受けられるというものではありません。例えば、住民のみが受けられることができるサービスなどもあり、法令等により対象者やサービスの内容が定められることとなります。
- ・ 第3号では、第6条（情報提供）において、議会及び市が保有する情報が、市民との共有財産として定められている情報について、市民の知る権利を規定しています。
- ・ 第4号では、具体的に市政に参画する手段である意見や提案の表明を市民の権利として規定しています。これは、第28条（提案、要望、意見等への対応）、第31条（意見募集）、第32条（委員の公募及び審議会等の公開等）、第33条（住民投票）等において保障しています。
- ・ 第5号では、第9条（参画）に基づいて、よりよいまちづくり及び市政への参画を市民の権利として規定しています。

（市民の責務）

第13条 市民は、次に掲げる責務を有するものとする。

- (1) まちづくりの参画に当たり、自らの発言及び行動に責任を持つこと。
- (2) 人権を尊重し、他の個人としての尊厳を侵さないこと。
- (3) 自らがまちづくりの主体であることを自覚し、実践すること。

【解説】

- ・ 本条では、市民がまちづくりに参画するに当たって、一部の利益のみを強調することなく、自らの発言と行動に責任をもつこと、個人の基本的な人権を尊重すること、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、実践することを責務として規定します。

(コミュニティ組織の責務及び支援)

第14条 コミュニティ組織（市民活動団体を含む。）は、適正な団体運営を行うとともに、自らの責任のもと、市民活動を推進し、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

2 コミュニティ組織は、まちづくりの主体としての役割を認識し、協働のまちづくりへの理解及び協力に努めるものとする。

3 市は、コミュニティ組織による活動について、公益性及び公平性に配慮して、その自主性及び自立性を損なうことのないよう、支援するものとする。

【解説】

- ・ 本条では、コミュニティ組織の責務と市の支援について規定します。
- ・ 少子高齢社会の進行などに伴い、自治の担い手が減少し、また、地域に対する意識や関心が低下しつつある中で、地域における自治の担い手である公益の増進に取り組むコミュニティ組織の活性化を図り、地域における様々な課題を解決する力である「地域力」を向上させることはますます重要な課題となっています。
- ・ 本条例は、自治の推進を目的とするものであるため、本条では、不特定多数のものの利益である公益の増進に取り組んでいるコミュニティ組織について規定することとし、コミュニティ組織のうち、私的な活動等については対象としていません。
- ・ 協働のまちづくりを推進するに当たって、コミュニティ組織が、適正かつ自主運営に努めるとともに、協働のまちづくりへの理解と協力をしてもらうことが必要です。

(事業者の権利及び責務)

第15条 事業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を認識し、自然環境及び市民生活に配慮した事業活動を推進するとともに、公益的な活動への積極的な参加及び地域社会づくりに寄与するものとする。

【解説】

- ・ 本条では、事業者の権利・責務を規定します。事業者も、当然に「市民」に含まれ（第3条解説参照）、市民としての権利を有するとともに、市民としての責任を負います。
- ・ 加えて、事業者は地域社会の一員として、市民生活やワークライフバランスへの配慮など、社会的な役割を果たすことが求められています。また、事業者は、個人に比べて、事業活動を行う上で、自然環境や生活環境等に対する影響が大きいと考えられるため、まちづくりにおける役割が大きいといえます。
- ・ 協働のまちづくりを推進するに当たって、事業者は、地域社会の一員であること、そして、まちづくりの主体であることを認識することが必要です。

第4章 議会

本章では、議会の役割、責務、運営等（第16条）、議員の責務（第17条）について規定します。

（議会の役割、責務、運営等）

第16条 議会は、重要な政策の意思決定をし、政策を立案し、及び提言し、市政運営を監視するなど、その権能を十分に発揮しなければならない。

2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思を適切に把握し、かつ、議員間の討議を尽くすよう努めなければならない。

3 議会は、市民の信頼に応え、公平性及び透明性を確保し、常に説明責任を果たすものとする。

4 議会の役割、責務、運営等に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

- ・ 本条では、市民を代表する機関である議会の役割、責務、運営等について規定します。
- ・ 本市では、「下野市議会基本条例」（平成25年下野市条例第32号）が制定され、運用されています。

【参考】下野市議会基本条例

（目的）

第1条 この条例は、分権時代にふさわしい、市民に身近な議会及び議員の活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民が安心して暮らし、幸せを実感できるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第17条 議員は、市民全体の代表者として、公正かつ誠実に議員活動を行い、市民の信頼に応えなければならない。

2 議員は、市政の適切な監視及び評価並びに政策提案のため、常に研さんに努めなければならない。

3 議員の責務に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

- ・ 本条では、議員個人としての責務について規定します。
- ・ 本市では、「下野市議会基本条例」が制定され、運用されています。
- ・ 議員は、直接選挙によって市民に選ばれた市民の代表であり、市民の負託を受けて、市の課題や市民ニーズを把握するとともに、常に市民全体の福祉の向上を念頭に置き審議することによって、市民の意思を市政に反映させる責務を果たすよう努めることが必要です。
- ・ また、議会の役割を果たすため、議員個人の審議能力や政策形成能力などを更に向上させる必要があります。このため、議員は、自らの識見を高めるために研さんに努めることが必要です。

第5章 行政

本章では、市長と職員の責務（第18条、第19条）と、行政運営上の重要な事項（第20条～第30条）について規定します。

（市長の責務）

第18条 市長は、市の代表として、公正かつ誠実に市政を運営し、自治の基本理念に答えるよう指導力を発揮しなければならない。

2 市長は、地域社会、市民生活等の実態、変化等を中長期的かつ広域的に把握して、市政に反映するよう、努めなければならない。

【解説】

- ・ 本条では、地方自治法に規定されている長の統轄代表権、事務の管理及び執行権を市の代表としての市長の責務という視点から規定します。
- ・ 市長が公正かつ誠実に市政を運営し、市民の負託に応えるとともに、特に、市政の現場である地域社会や市民生活の実態を把握し、併せて市民の意見を市政に反映することに努めることとします。

【参考】 地方自治法

（長の統轄代表権）

第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

（事務の管理及び執行権）

第148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

（職員の指揮監督）

第154条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。

（職員の責務）

第19条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市長の補助機関の一員として、自治の基本理念の実現のために公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たって、必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。

【解説】

- ・ 本条では、市長の補助機関として位置付けられる市の職員が、市政の実務を担う者として果たす役割の重要性が高いことから、職員個人としての責務について規定します。
- ・ 職員は、市民全体の奉仕者として、また、市民の一員であるという自覚をもって、公正かつ誠実に職務を行うとともに、多様化する職務に対応するための能力の向上に努力することを規定します。

【参考】 地方公務員法

（サービスの根本基準）

第30条 すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(総合計画)

第20条 市長は、総合的かつ計画的に市政を運営するために、市の最上位計画である総合計画を市民参画の下に策定し、かつ、定められた範囲で見直しを行うものとする。

2 総合計画の基本構想及び基本計画は、議会の議決により定めなければならない。

3 市は、個別政策分野に係る計画を策定し、変更し、又は廃止するときは、総合計画との整合を図るものとする。

【解説】

- ・ 市の最上位計画としての総合計画の位置付けを明確にするため規定します。
- ・ 本市の総合計画は、基本構想—基本計画—実施計画の三層構造です。
- ・ 基本構想の策定については、以前は地方自治法に規定されていましたが、法改正により規定が削除されたため、自治基本条例で規定することとします。現在、平成27年度を目標年次とする「下野市基本構想」があります。
- ・ 基本計画は、基本構想に描かれた将来像「思いやりと交流で創る新生文化都市」を実現するための基本的な政策・施策を体系的に示す計画です。現在、平成24年度から27年度までを期間とする「下野市総合計画後期基本計画」があります。
- ・ 総合計画基本構想及び基本計画の議会の議決については、「下野市議会基本条例」第9条においても規定しています。
- ・ この他の各分野における基本となる計画は、総合計画と整合を図るように策定するものとする。

(行政評価)

第21条 市は、効率的かつ効果的で透明性の高い市政運営のため、行政評価を実施するものとする。

2 市は、行政評価の実施に際しては、市民参画を図り、その評価内容及び結果を分かりやすく公表するとともに、市政運営に反映させるものとする。

【解説】

- ・ 本条では、行政評価の実施により、効果的で効率的な市政運営を進めていくことを規定します。
- ・ 本市では、効率的かつ効果的で透明性の高い行財政運営を確保するとともに、厳しい財政状況の中で、市民の納得を得ながら高い成果を挙げていくために、これまで同様の「あれもこれも」満遍なく事務事業を行うという姿勢を転換し、「あれかこれか」による選択と集中が可能になるよう、すべての事務事業を対象に行政評価を導入しています。
- ・ 市は、市民意見の反映や客観性の向上のため、行政評価への市民参画を積極的に推進することを規定します。
- ・ 本市では、「下野市行政評価市民評価実施要綱」を制定し、運用しています。

(行政組織)

第22条 市は、多様化する行政課題に的確に対応し、効率的な業務の執行を進めるため、機能的な組織体制づくりに努めるものとする。

【解説】

- ・ 本条では、行政組織について、効率的な業務執行が進められるよう配慮することに加えて、機能的な組織体制づくりに努めることを規定します。
- ・ 市の組織編成は、社会情勢に素早く対応していく必要があるため、多様化、高度化する市民ニーズに柔軟、迅速、的確に対応できる組織体制を整備することが必要です。
- ・ 縦割り組織の弊害（窓口対応におけるたらいまわしなど）に対処するため、行政内部の都合で考えるのではなく、横断的な連携や調整による市民目線で分かりやすい組織体制を整備することが必要です。

【参考】 地方自治法

（執行機関の組織）

第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

（財政及び財務）

第23条 市は、持続可能な財政運営を行っていくために財政計画を策定し、財政の健全化を図るものとする。

2 市は、財政状況を分かりやすく市民に公表するものとする。

【解説】

- ・ 本条では、財政の健全化を図るために計画的な財政運営を行うことを規定します。
- ・ 地方自治法に定められている「行政運営効率化の原則」（地方自治法第2条第14項）の観点から、地域の諸資源（人材、自然、歴史、文化、地域活動など）や経営資源（人、モノ、カネ、情報、時間など）を最大限に活用して、予算を編成し執行しなければなりません。
- ・ 現在、平成24年度から33年度までの「第二次下野市長期財政健全化計画」があります。
- ・ 財政状況については、地方自治法第243条の3第1項により、その公表が義務付けられており、「下野市財政状況の公表に関する条例」（平成18年下野市条例第54号）において、その公表について規定しています。
- ・ 国においても「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）が制定され、地方公共団体の財政状況を「健全化判断比率等」（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金負担比率）で客観的に表すことを規定しています。これに基づき地方自治体は、前年度の決算に基づく「健全化判断比率等」をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないこととされており、予算、決算の状況などを市のホームページで公開しています。

【参考】 地方自治法（第2条）

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

【参考】 下野市財政状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3の規定に基づく財政状況の公表に関しては、この条例の定めるところによる。

(出資団体等)

第24条 市は、市が出資、補助、事務の委託又は職員の派遣を行っている団体に対して、必要に応じ、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めなければならない。

2 市は、前項の団体に対して、市の出資等の目的が効果的かつ効率的に達成されるよう要請するとともに、公益上特に必要な場合には、必要な支援を行わなければならない。

【解説】

- ・ 本条では、市が出資等をしている団体に対する市の役割等について規定します。
- ・ 市が出資等をしている団体は、地域社会の形成や市民活動の支援など、公共的なサービスを展開する重要な機関となっています。
- ・ 市は、出資等の目的が効果的かつ効率的に達成されるよう、団体の業務や財務の状況を常に把握しておくことが必要であり、必要な場合には、支援を行わなければならないことを規定しています。

(行政手続)

第25条 市は、処分、行政指導、届出等に関する手続について、公正の確保、透明性の向上及び手続の迅速化を図らなければならない。

2 前項に規定する行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

- ・ 本条では、市政運営における公正性、透明性の確保のための適正な行政手続について規定します。
- ・ 本市では、「下野市行政手続条例」（平成18年下野市条例第12号）を制定し、運用しています。
- ・ 行政手続条例とは、市民から公的な事務処理（各種申請、許可手続等）を請求されたときに、その事務処理の基準（処理日数、判断基準等）をあらかじめ示すことによって行政事務の公正性と透明性を確保し、市民の権利や利益を保護する制度です。

【参考】 下野市行政手続条例

(目的等)

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(法務)

第26条 市は、政策を実現し、又は地域の課題を解決するため、法令の解釈及び運用並びに条例、規則等の制定改廃に積極的に努めなければならない。

【解説】

- ・ 本条では、政策法務を積極的に推進することを規定します。
- ・ 多様化・複雑化する市民ニーズや行政課題に対応するためには、市が責任をもって関係する法令等を解釈し活用することが求められており、市政運営において、法務行政を積極的に推進することが重要であると考えられます。
- ・ 平成12年の地方分権一括法の施行により、国と地方自治体の関係が「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係に見直されたことに伴って、地方自治法も改正され各自治体が地域の行政ニーズに即した行政運営を進めていくために、関係法体系の中で自主的に法令を解釈及び運用することが認められるとともに（地方自治法第2条第12項）、条例制定権が拡大されました。これを踏まえ、市では、こうした権限を十分に活用しながら、適切に履行するための調査研究を行い、適正な法令の解釈及び運用のもと、法令との整合を図った市独自の特色ある政策の推進を図ろうとするものです。

【参考】 地方自治法（第2条）

12 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。

(説明責任)

第27条 市は、まちづくりの基本となる施策の立案、決定及び評価に至るまでの過程について、市民に対する情報提供に努めるとともに、市民に分かりやすく説明しなければならない。

【解説】

- ・ 本条では、まちづくりの基本となる施策の立案、決定及び評価に至るまでの過程について、市民に分かりやすく説明することを規定します。
- ・ 情報の共有は、第5条第2号に定める情報共有の原則にあるように、市民参画のための判断の基本となるものです。そのため、市は、施策の立案（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルにおける過程及び結果に関する情報を市民に分かりやすく説明することにより説明責任を果たすことを規定しています。

(提案、要望、意見等への対応)

第28条 市は、市民から提案、要望、意見等があったときには、速やかに事実関係を調査し、対応しなければならない。この場合において、必要に応じ、積極的にそれらを施策に反映させるように努めなければならない。

【解説】

- ・ 市民からの提案、要望、意見等に対して、市の対応が遅れたり、不適切な対応であった場合、市民の信頼を大きく損なうこととなります。そこで、本条では、市民から寄せられた提案や要望、意見等に対して、市は、適正かつ公正、迅速に事実関係の調査を行い、誠実に対応しなければならないことを規定します。
- ・ 市政を運営する上で、市民から市に対して様々な提案、要望、意見、苦情などが寄せられます。これらは、市の施策や事業をよりよいものに改善するための貴重な声として受け止める必要があります。また、一方で、このような意見などは、市の施策や事業によって市民が被った不利益の現れである場合もあります。このため、意見などの内容と事実関係を速やかに調査し、迅速かつ適切に対応することは、市民との信頼関係を構築する上で非常に重要なことです。
- ・ 市民から民間の創造的なアイデアが盛り込まれた政策提案がされることも想定されるため、そのような提案などを市政に反映させることも必要となります。

(公益通報)

第29条 職員は、市政の適法かつ公正な運営を妨げ、かつ、市政に対する市民の信頼を損なうような行為のあることを知ったときは、速やかにその事実を公益通報に関する機関に通報しなければならない。

2 市は、法令の定めるところにより、職員から行われる公益通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な処置を講じなければならない。

【解説】

- ・ 本条では、適法かつ公正な市政運営を行うことはもとより、市民の信頼を損なうことのないように、公益通報（内部告発）について規定します。
- ・ 市政運営を行う上において、違法行為の発生や、違法行為等に伴う公益の損失を防止するため、そのような場に遭遇したり、事実を発見した場合には、直ちに担当部署へ通報を行うことを義務付けるとともに、通報者となった職員の保護に努めなければならないことを規定しています。
- ・ 本市では、「下野市職員等の公益通報に関する要綱」を制定しており、公益通報に関する機関として「公益通報委員会」を設置し、公益通報に対応します。

(危機管理)

第30条 市は、市民の生命及び財産を守るために、災害等の緊急時を想定した危機管理体制の構築に努めなければならない。

2 市民及び市は、災害等の緊急時には、協力して対応しなければならない。

3 市は、災害等の緊急時における市民との連携が有効に機能するように、定期的に市民及び議会と協議して役割分担、仕組みづくり及び環境づくりについての見直しに努めなければならない。

4 市民は、災害等の緊急時には、まず自助及び共助ができるように、日頃から地域内の連携を図るものとする。

【解説】

- ・ 本条では、東日本大震災の教訓を下に、自助・共助・公助による危機管理のあり方として、市民及び市の責務等について規定します。
- ・ 市は、安全・安心な市民生活を確保するため、常に災害や大規模な事故などの不測の事態に備え、「下野市地域防災計画」などの策定や、ハザードマップ等の作成を行い、これらの計画等に基づき、日頃から市民の生命、財産を守るために必要な体制を整備することが必要です。
- ・ 災害等の発生時には、市は地域の消防団、ボランティア等の市民や消防本部、警察、自衛隊などの関係機関と連携し、速やかに情報収集、被害状況の把握、被害拡大の予測などを行うとともに、ライフラインの確保、避難誘導や炊き出し等必要な作業や支援を実施するなどの確に対処することが必要です。
- ・ 市民は、行政機能が失われた状況も想定しなければならず、緊急時には、まず、自分や家族の安全を確保した上で、近隣の住民と協力し、一人暮らしの高齢者や体の不自由な人たちの救助活動を実践し、相互に協力して対処しなければなりません。そのために、日頃から地域活動や行事に参加するなど、地域住民の交流を進めることが大切です。

【参考】

- 自助・・・自分でできることは、自分自身で行うこと。自らの安全は、自ら守ること。
- 共助・・・個人のみでは解決困難なことを、住民や事業所、ボランティアの人たちが自主防災組織を結成するなど地域で協力して行うこと。自分たちのまち（地域）は、自分たちで守ること。
- 公助・・・県、市町村、消防、警察、自衛隊等の公的機関による救助・救出活動や支援物資の提供など。

第6章 参加及び協働

本章では、市政やまちづくりへの参加を保障する仕組み（第31条～第33条）やまちづくりを協働で進めていくための人材及び組織の育成（第34条）について規定します。

（意見募集）

第31条 市は、次に掲げる事項のうち、市民生活に広く影響を与えるものについて、市民に情報提供を行い、広く意見を求めるものとする。

- (1) 条例の制定又は改廃
- (2) 計画の策定、変更又は廃止
- (3) 施策の実施、変更又は廃止

2 市は、前項の規定による意見を十分考慮し、意思決定を行うものとする。この場合において、市は、当該意見及び意見に対する市の考え方を公表しなければならない。

【解説】

- ・ 本条では、市民の市政への参加を保障する制度である意見募集制度等について規定します。
- ・ 市民意見公募手続（一般的にパブリックコメントと言われる制度）で、市が基本的な事項を定める条例や計画などを策定する際に、計画段階で公表することで、多様な市民意見を市政運営に反映させる機会を確保し、政策形成過程における市政運営の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に行うことを規定します。
- ・ 本市では、「下野市パブリックコメント制度実施要綱」を制定し、運用しています。

（委員の公募及び審議会等の公開等）

第32条 市は、市が設置する審議会等（以下「審議会等」という。）の委員の選任に当たっては、原則として公募による委員を含めなければならない。

- 2 市は、委員の選任に当たっては、透明性及び公平性を保ち、審議会等の設置目的に応じて、地域、年齢及び性別その他必要な要件に配慮しなければならない。
- 3 市は、審議会等の会議を原則として公開しなければならない。
- 4 市は、審議会等の開催情報、会議結果等を公表しなければならない。

【解説】

- ・ 本条では、審議会等の委員の選任に当たっては、原則として公募による市民委員を含めなければならないことなどを規定します。
- ・ 「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びその審議、協議等の結果を市政に反映させることを主な目的として、条例に基づき設置する協議会、委員会等及びその他の委員会等を指します。
- ・ 委員の選任に当たっては、透明で公平な手続きで行われるべきこと、審議会等の設置目的等に応じて、地域、年齢及び性別その他必要な事情に配慮すべきことを規定しています。
- ・ 審議会等の会議の公開は、市民の市政への参画や透明性の高い市政運営の基礎となることから、原則公開としていますが、法令等（法律、政令、省令、条例、規則など）により公開しないことが定められている場合は、除かれることになります。

- ・ 市民の傍聴が容易となるように、開催情報を事前に公表すること、会議の結果を市民が知ることができるようにすることを義務付けます。
- ・ 本市では、「下野市審議会等委員公募要綱」、「下野市審議会等委員選任指針」を策定し、運用しています。

(住民投票)

第33条 市長は、市政に関する重要事項について、住民（住民投票を行う主体をいう。）の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 住民投票は、当該重要事項に関する情報が住民に提供され、熟議を経た上で行われなければならない。

3 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に関して必要な事項は、事案ごとに別に条例で定める。

4 議会及び市は、住民投票の結果の公表に努め、当該結果を尊重しなければならない。

【解説】

- ・ 本条では、住民の意思を直接確認するための制度として住民投票制度を規定します。住民投票が間接民主制を補完するもので、住民、議会及び市の三者が納得した上で、実施の可否を判断すべきであるとの考えにより、個別設置型の住民投票を採用しています。この条例の住民による制定請求については、地方自治法第74条に基づくことを原則とします。
- ・ 市政に関する重要事項とは、住民の意思を直接確認する必要があると認められる事案を指します。全国の事例では、原子力発電所や産業廃棄物処理施設の建設など、市の直面する重要課題や将来に決定的な影響を及ぼすような課題等について、住民投票実施に関する条例の議決を経て、住民投票を実施することができることとしています。
- ・ 住民投票は、住民を二分する可能性があるなど住民相互の関係性にも大きな影響があり、また、実施には相当な費用を要するものであるため、慎重に行う必要があります。このため、住民投票は、住民に必要な情報が提供され、多様な意見を持つ人が十分に議論をした上で、なお、住民の意思を確認する必要がある場合の最終手段としてのみ実施するものとします。
- ・ 住民投票の実施を請求する方法には、住民投票実施に関する条例の制定を請求することによる方法と、住民投票の実施を請求する方法とがあります。住民投票実施に関する条例の制定請求は、地方自治法第74条の規定に基づくものとなります。一方、住民投票の実施の請求は、住民が市長へ直接その請求を行うこととなります。この場合、地方自治法による定めがないため、請求要件に制限はありません。
- ・ 投票資格者の範囲等については、事案によって異なると考えられるため、事案ごとに住民投票実施に関する条例で定めるとしています。
- ・ 住民投票の結果については、個別設置された住民投票実施に関する条例に基づき適正な公表に努め、議会及び市は当該結果を尊重するものとします。現行地方自治法の下では、住民投票は法的な拘束力を持たないため、その結果は、議会や市長の選択や決断を拘束するものではありません。しかし、議会及び市は、多数の住民の意見が直接表明されたことの意味を重く受け止め、当該結果を尊重しなければならないとしています。

【参考】 住民投票には、個別設置型と常設型があり、次のように分類されています。

- (1) 個別設置型 本条例のように、地方自治法第74条の規定による住民の条例制定請求権を用いるものや、住民の意思を確認するために必要があるときは、地方自治法第149条第1号の規定

による市長の提案や地方自治法第112条第1項・第2項の規定による議員の提案によって、その都度住民投票実施に関する条例を制定するもので、議会による議決が必要となり、間接民主主義に適合したものといえます。

- (2) 常設型 自治基本条例や住民投票条例等の規定により、一定以上の有権者等の連署があれば議会の議決を経なくとも住民投票を実施するというものです。必要な場合に迅速に対応でき、一定割合の連署があれば住民投票を実施できるため住民の意思を反映しやすいというメリットがありますが、一方で住民投票の乱発を招くおそれがあるというデメリットもあります。

(人材及び組織の育成)

第34条 市民、議会及び市は、市民が主役のまちづくりを推進するため、自発的なまちづくりの担い手及び自律的なまちづくり組織が育つよう支援を行い、その学習環境及び拠点の整備に努めるものとする。

【解説】

- ・ 本条では、協働によるまちづくりを推し進めるための人材と組織の育成について規定します。
- ・ 市民が主役のまちづくりを推進するためには、それを担う人づくりが必須であり、環境（場所、機会、仕組みなど）づくりに努める必要があります。
- ・ 市民が積極的、意欲的にまちづくりに取り組むためには、参画に対する強い動機づけを持続させることが大切です。
- ・ 下野市では、生涯学習情報センターを開設し、市民活動支援サイト「Youがおネット」の管理運営、ボランティアバンクの管理運営、各種人材育成講座の開催、活動場所の提供などを行っています。

第7章 連携及び交流

本章では、近隣及びその他の市町村や県、国との連携（第35条）、国内交流（第36条）、国際交流（第37条）について規定します。

（広域連携）

第35条 市は、広域化する行政課題に対して、近隣及びその他の市町村、県及び国との連携を積極的に図り、広域的なまちづくりを推進するものとする。

【解説】

- ・ 本条では、多様化する行政需要や、広域化する行政課題に対応して、他自治体等との連携・協力の必要性について規定します。
- ・ 消防など地域間で共通する課題については、広域的な事務組合などで対応することが必要です。
- ・ 近隣や県内市町との連携・協力だけでなく、県外の市町村や栃木県、国との関係も含むものです。
- ・ 地方分権の進展により、国、都道府県及び市町村は、互いに「上下・主従」の関係でなく、「対等・協力」の関係となり、地方公共団体は自律した自治体として認められています。しかし、それぞれの持つ役割に応じ、本市だけでは解決できない課題については、近隣やその他の市町村、栃木県や国と協力し、解決に当たっていくことが重要であり、適切な役割分担の下に、連携・協力してよりよいまちづくりを推進することが必要です。

（国内交流）

第36条 市は、歴史及び文化等を共有する他の市町村との交流を積極的に図り、歴史及び文化等を大切にすまちづくりを推進するものとする。

2 前項に規定する交流のほか、市は、災害等の緊急時に備え、他の市町村との相互支援を積極的に推進するものとする。

【解説】

- ・ 本条では、行政課題解決のための広域連携に留まらず、歴史や文化などを共有する他市町村との国内交流について規定します。
- ・ 歴史、文化等による交流だけでなく、災害等の緊急時には、近隣市町村だけでは対応できない事態も想定されることから、遠距離の市町村とも相互支援協定を結ぶなど、積極的に連携・協力することが必要です。
- ・ 本市では、香川県高松市と「歴史文化交流協定」及び「災害時における相互支援協定」を締結し交流を行っています。

【参考】国内交流のあらし

下野国分寺（旧国分寺町）と讃岐国分寺（香川県旧国分寺町）は、平成13年に聖武天皇の勅旨により建立された国分寺にゆかりのある自治体が集まり交流を深める「第2回全国国分寺サミット」の開催を契機として、全国に国分寺を冠にした町が、2町だけであったこと等から地域間交流が始まり、平成17年には「香川県国分寺町・栃木県国分寺町友好親善都市提携調印書」が締結されました。平成18年1月には両町とも合併により高松市、下野市と町名は変わりましたが、合併後も市・住民レベルでの交流を続け、平成22年7月には「下野市国内交流協会」が発足し、様々な交流事業を協

会が主体となって実施しています。

平成25年6月、下野市・高松市のつながりの軸である国分寺跡等の貴重な歴史遺産の承継や活用などを通じ、更なる交流人口の増加と地域の活性化を目指し、『歴史文化交流協定』を締結しました。また、地震などの大規模災害・広域災害で被害を受けた場合に備え、市の応急対策や復旧活動を迅速かつ円滑に遂行するため、『災害時における相互支援協定』も同時に締結しました。

平成24年からは、市民を主体とした幅広い分野における国内交流を推進し、相互理解と友情を深め、両地域の友好親善を図ることを目的として宮城県亘理町との交流も始まりました。

(国際交流)

第37条 市は、国際交流の文化を大切にするとともに、市民の国際交流活動の支援に努めるものとする。

2 市民及び市は、多文化共生社会の視点に立ち、敬愛と相互理解と学び合いの精神を持って、国際交流活動に努めるものとする。

【解説】

- ・ 本条では、市民の国際交流活動に関する市の支援等について規定します。
- ・ 市民だけでは積極的に推進することが難しい国際交流活動について、市が支援し、市民の国際交流活動の経験をまちづくりに活かせるよう努めることが必要です。
- ・ 日常生活における様々な分野で国際交流活動に努めるとともに、国際交流を身近な外交と捉えるなど、国籍や言語、文化、生活習慣などの違いを認め、尊重し共存できる多文化共生社会の視点に立った国際感覚豊かなまちづくりを推進することが必要です。
- ・ 本市では、ドイツ・ディーツヘルツタールと姉妹都市提携を結び交流を行っています。

【参考】国際交流のあらまし

下野市の国際交流は、合併前の旧石橋町において30年間続けられてきたドイツ・ヘッセン州にあるディーツヘルツタールとの姉妹都市交流が土台となっています。

交流の歴史は、昭和41年に獨協医科大学名誉学長の故・石橋長英博士の橋渡しによる、同じ名前が取り持つ縁をきっかけに、旧西ドイツのシュタインブリュッケン（日本語で石橋の意味。現在は合併してディーツヘルツタール）と旧石橋町の小学校児童による絵画の作品交換から始まりました。

その後、両町の交流が深められ、幅広い国際交流の芽を育てていくため、平成4年に石橋町国際交流協会が設立され、平成17年には姉妹都市締結30周年を迎えました。平成18年1月に旧石橋町、国分寺町、南河内町の3町合併により下野市が誕生し、現在の下野市国際交流協会へと発展しました。

長年にわたり中学生や市民の公式訪問団の相互派遣、ホームステイなど文化交流を通して友好を深めてきました。市町村合併により双方とも区域が広がったことで、共通であった町名も変わりましたが、これまでの交流を今後も継承していくことを確認するために、平成21年10月1日、下野市とディーツヘルツタールで、新たに姉妹都市提携を結びました。

第 8 章 条例の実効性の確保

本章では、自治基本条例を実効性のあるものにしていくための見直し（第 38 条）について規定します。

（見直し）

第 38 条 市長は、この条例の施行後 5 年を超えない期間ごとに、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを市民参画の下に検証を行い、その結果を踏まえ、条例の見直し及び市民が主役のまちづくりに関する政策について、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項に規定する条例の検証を行うための機関を設置するものとする。

3 前項に規定する機関に関し、必要な事項は、別に定める。

【解説】

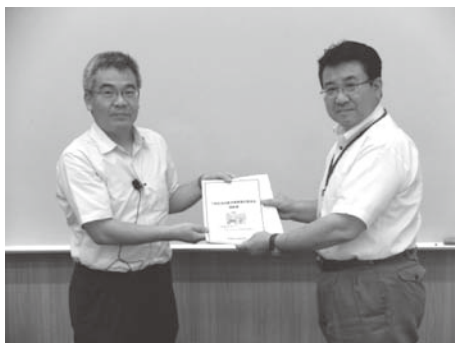
- ・ 本条では、この条例を実効性あるものにしていくための措置について規定します。
- ・ 自治基本条例は、最高規範であることから、その内容はある程度恒久的なものであり、本来軽々しく変更されるべきものではありません。
- ・ しかしながら、今後、社会経済情勢がますます変化していくことが予想されるため、一定期間が経過した後も各条文がその時代の社会経済情勢に合っているか、本市にふさわしいものであり続けているかを見守り、形骸化を防止する必要があります。
- ・ 本条例を、目的の達成状況や社会経済情勢に応じて、より良い条例にするために検証を行い、必要に応じて見直すことが必要です。
- ・ 本条例の見直しの際には、市民参画を得ることを定めています。市民の意見を反映させることは、本条例の基本原則の一つである参画の基本となることから、本条例の検討に当たっては、市民参画により進めてきました。したがって、この条例の見直しに当たっても、同様に市民参画により取り組むこととしています。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

自治基本条例制定までの経緯

年 月	取 組 内 容
平成24年 5月	・自治基本条例検討委員会委員の公募
6月	・下野市自治基本条例庁内検討委員会を設置 委員11名 (平成26年1月まで8回開催) 基本方針を決定。外部検討委員会への参加、支援等を行った。外部検討委員会からの最終報告書を最大限尊重し条例案を作成した。
	・下野市自治基本条例検討委員会を設置 委員20名 (平成25年8月まで22回開催) 条例検討の中心的役割を担う組織として、公募市民、関係団体代表者、学識経験者等により設置。検討委員会(11回)と議会・行政部会、市民部会(述べ11回)の開催のほか、市民フォーラムの開催、広報チームによるニュースレターの発行、起草チームによる条文案作成などを行った。
7月	・希望職員等ワーキンググループを設置 メンバー11名 (平成25年1月まで17回開催) 若手の希望職員が勤務時間外に条例の研究を行い、報告書を外部検討委員会へ資料提供した。
平成25年 1月	・幹事課長等ワーキンググループを設置 メンバー8名 (平成25年11月まで2回開催) 庁内検討委員会の下部組織として各部の意見集約等を行った。
5月	・市民フォーラムの開催(参加者120名) 自治基本条例検討委員会が主催し、企画・立案・運営を委員自らの手により開催した。
8月	・自治基本条例検討委員会より市長へ最終報告書の提出
11月	・最終報告書を基に市としての条例案を調整
12月	・パブリックコメントの実施(2名から7件の意見) ・市民説明会の開催(参加者70名) 自治基本条例の理念に基づく市の取組の第一歩として条例制定に関わった市民の皆さまと協働により開催した。
平成26年 1月	・パブリックコメントの意見等を踏まえ、最終案を調整 ・庁内検討委員会において最終案決定
3月	・3月定例議会において下野市自治基本条例を制定



平成25年8月8日
最終報告書の提出



平成25年12月7日
市民説明会の開催

栃木県下野市

下野市総合政策部総合政策課

〒329-0492 栃木県下野市小金井1127

TEL.0285-40-5550 FAX.0285-40-5572

E-mail:sougouseisaku@city.shimotsuke.lg.jp

2014.4

